

資料 8 避難指示等の発令対象人口等

(令和 3 年 9 月 1 日現在)

対象災害	対象エリア	世帯数	人口
土砂災害	市内全域の土砂災害（特別）警戒区域内	2,575 世帯	5,813 人
大和川ブロック① 高井田・国分地区	石川町、片山町、玉手町、円明町、旭ヶ丘 3 丁目、国分西 1～2 丁目、国分本町 1～5 丁目、国分本町 7 丁目、国分市場 1～2 丁目、田辺 1 丁目、青谷、高井田	4,813 世帯	9,830 人
大和川ブロック② 柏原地区	本郷 1～5 丁目、大正 1～3 丁目、古町 1～3 丁目、今町 1～2 丁目、上市 1～4 丁目、清州 1～2 丁目、堂島町、河原町、法善寺 1～4 丁目、平野 1 丁目、大泉 1～4 丁目、太平寺 1～2 丁目、安堂町	13,329 世帯	28,248 人
石川	石川町、片山町、玉手町、円明町	2,845 世帯	5,912 人

## 資料9 柏原市防災会議条例

昭和38年3月15日

条例第5号

最近改正 平成24年10月5日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、柏原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 柏原市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 大阪府の職員
  - (3) 大阪府警察の警察官
  - (4) 市の職員
  - (5) 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長及び消防団長
  - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

(8) その他市長が特に必要と認める者

6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39. 3. 16 条例25)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40. 11. 20 条例27)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12. 3. 29 条例11)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24. 10. 5 条例20)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の柏原市防災会議条例第3条第5項の規定により、新たに委嘱又は任命される委員の最初の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

## 資料10 柏原市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は柏原市防災会議条例（昭和38年3月15日条例第5号）第5条の規定に基づき、柏原市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による協議)

第3条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により協議することをもって会議に代えることができる。

(委員の代理者)

第4条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(専決処分)

第5条 緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき又はやむをえない事情により会議を招集することができないとき、若しくは軽易な事項については、会長は会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分をすることができる。

(1) 柏原市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

(6) 柏原市災害対策本部の設置及び連絡に関すること。

2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しその承認を求めなければならない。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、危機管理課が掌握する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和40年8月30日より実施する。

附 則 (令和4. 1. 1)

この要綱は、令和4年1月1日より実施する。

資料11 柏原市防災会議委員一覧

No.	区 分	機 関 名	役 職
1	会 長	柏原市	市長
2	1 指定地方行政機関の職員	近畿地方整備局大和川河川事務所	所長
3	2 大阪府の職員	大阪府八尾土木事務所	所長
4		大阪府八尾土木事務所	参事兼地域支援・企画課長 (地域防災監)
5		大阪府藤井寺保健所	次長
6	3 大阪府警察の警察官	大阪府柏原警察署	署長
7	4 市の職員	柏原市	副市長
8		柏原市教育委員会	教育長
9		市立柏原病院	病院事業管理者
10		柏原市政策推進部	政策推進部長
11		柏原市政策推進部	危機管理監
12		柏原市総務部	総務部長
13		柏原市財務部	財務部長
14		柏原市市民部	市民部長
15		柏原市福祉子ども部	福祉子ども部長
16		柏原市健康部	健康部長
17		柏原市都市デザイン部	都市デザイン部長
18		柏原市上下水道部	上下水道部長
19		市立柏原病院	病院事務局長
20		市立柏原病院看護部	看護部長
21		柏原市教育委員会	教育部長
22		柏原市議会事務局	事務局長
23	柏原市市民部	人権推進課 男女共同参画センター長	
24	5 消防長及び消防団長	柏原羽曳野藤井寺消防組合	消防長
25		柏原市消防団	団長
26	6 指定公共機関及び指定地方 公共機関の職員	関西電力送配電(株)大阪支社	東大阪地域統括長
27		大阪ガスネットワーク(株) 導管事業部 北東部導管部 地域開発チーム	マネージャー
28		近畿日本鉄道(株)近鉄八尾駅	駅長

29		西日本旅客鉄道(株)柏原駅	駅長	
30		西日本電信電話(株)関西支店設備部	部長	
31		日本郵便(株)柏原郵便局	局長	
32	7	自主防災組織を構成する者又は 学識経験のある者	大阪教育大学	准教授
33			関西福祉科学大学	准教授
34	8	その他市長が特に必要と認め 任命する者	柏原市区長会	会長
35			柏原市医師会	会長
36			社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会	会長
37			柏原市民生児童委員協議会	会長
38			柏原市婦人防火クラブ	会長
39			陸上自衛隊第36普通科連隊第2中隊	中隊長
40			大和川右岸水防事務組合	事務局長

## 資料12 柏原市災害対策本部条例

昭和38年3月15日

条例第6号

最近改正 平成24年9月24日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、柏原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に部長及び部員を置き、それぞれ災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部について必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成8. 3. 28条例14）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24. 9. 24条例19）

この条例は、公布の日から施行する。



## 資料13 柏原市災害対策本部運営要綱

昭和40年4月30日

決裁

最近改正 平成19年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市災害対策本部条例（昭和38年柏原市条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、柏原市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 市長は、次の場合に本部を設置する。

- (1) 相当規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する災害が発生したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(本部会議)

第3条 本部会議は本部長が招集して、災害対策の基本方針等を決定するものとし、本部会議に応集する者は、各課(かい)長の職にあるものとする。

(本部の所掌事務)

第4条 本部は、次の事項について方針を策定し、その実施を推進する。

- (1) 災害予防、災害応急対策、災害復旧の推進に関すること。
- (2) 被害情報の収集、伝達に関すること。
- (3) 自衛隊災害派遣要請及び撤収要請に関すること。
- (4) 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (5) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること。

(本部の閉鎖)

第5条 市長は、次の場合に本部を閉鎖する。

- (1) 柏原市の地域について災害発生のおそれが解消したとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。

(3) その他市長が適当と認めたとき。

(関係機関への通知)

第6条 市長は、本部を設置し、若しくは閉鎖したときはその旨を、また本部会議の決定事項のうち必要と認める事項を、次に掲げる者のうち災害の内容に応じて必要と認める者に通知するものとする。

(1) 大阪府知事

(2) 大阪府各部関係課

(3) 中河内府民センター、八尾土木事務所及び藤井寺保健所

(4) 隣接市町村長

(5) 消防署、警察署、柏原水防分団、消防団及び管内各地区の長または代表者

(各執行機関)

第7条 各執行機関は、それぞれ組織を整備し、本部の決定に基づく災害応急対策等を円滑に実施し推進するものとする。

(本部の庶務)

第8条 本部の庶務は、災害対策主管課において処理する。

附 則 (平成19.4.1)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。